

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上重要な取り組みと位置づけ、その実現に努めております。

関西電力グループの目指すべき姿については、「関西電力グループ 経営ビジョン」(平成16年3月)において示しております。具体的には、エネルギーをコアに、くらしの基盤となる領域において、「お客さま満足No.1企業」となることを目指すべき企業像として掲げ、一人ひとりの従業員が、この企業像に向かって、お客さまの喜びのために最善をつくすことを行動指針として掲げております。

また、この目指すべき企業像を実現するための大きな柱として、企業の社会的責任(=CSR)を積極的に果たしていくことを宣言しました。CSRの確実な実践のために、「関西電力グループCSR行動憲章」(平成16年3月)を策定し、CSR推進の取組みに対する姿勢を表明するとともに、個人レベルでの具体的な行動規範として「関西電力グループCSR行動規範」(平成17年5月)を策定しております。関西電力グループが、成長し、発展する基盤は、社会のみなさまから頂戴する信頼であるという考えに基づき、今後もCSRを確実に実践し、社会の一員としての責務を確実に果たしてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大阪市	83,747,966	8.92
日本生命保険相互会社	42,909,482	4.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	34,094,010	3.63
神戸市	27,351,175	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	22,440,300	2.39
関西電力持株会	17,032,283	1.81
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	14,057,200	1.50
株式会社みずほコーポレート銀行	12,977,966	1.38
株式会社三井住友銀行	11,127,985	1.19
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,471,829	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部

決算期 3月

業種 電気・ガス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1兆円以上

直前事業年度末における連結子会社数 50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 更新 19名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 3名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
井上 礼之	他の会社の出身者				○	○				
辻井 昭雄	他の会社の出身者				○					
玉越 良介	他の会社の出身者				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
井上 礼之	○	ダイキン工業株式会社 取締役会長兼CEO	企業経営者としての豊富な経験と識見を当社経営に活かしていただくため社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員として指定しております。
辻井 昭雄	○	近畿日本鉄道株式会社 相談役	企業経営者としての豊富な経験と識見を当社経営に活かしていただくため社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員として指定しております。
玉越 良介	○	株式会社三菱東京UFJ銀行 特別顧問	金融機関の経営者としての豊富な経験と識見を当社経営に活かしていただくため社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員として指定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 7名

監査役の人数 7名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

適宜、連携して監査を実施することおよび監査計画や監査結果の意見交換等を通じて、互いに緊密な連携を保っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 4名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
土肥 孝治	弁護士				○					
森下 洋一	他の会社の出身者				○					
吉村 元志	他の会社の出身者									
榎村 久子	学者									

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
土肥 孝治	○	——	弁護士としての豊富な経験と識見を当社の監査に活かしていただくため社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であるため、独立役員として指定しております。
森下 洋一	○	パナソニック株式会社 相談役	企業経営者としての豊富な経験と識見を当社の監査に活かしていただくため社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であるため、独立役員として指定しております。
吉村 元志	○	——	地方行政経験者および企業経営者としての豊富な経験と識見を当社の監査に活かしていただくため社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であるため、独立役員として指定しております。
榎村 久子	○	京都女子大学教授、同大学院教授	学識経験者としての豊富な経験と識見を当社の監査に活かしていただくため社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であるため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 7名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

電気事業の性格上、中長期的視野に立った経営が求められる要素が多く、特に短期的な業績を報酬に連動させるような制度は採用しておりませんが、賞与については、その性格上、業績等を勘案のうえ、決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成22年度に係る取締役および監査役の報酬等の額は次のとおりです。

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	877百万円	770百万円	107百万円	19人
監査役(社外監査役を除く)	118百万円	118百万円	—	4人
社外役員	59百万円	56百万円	2百万円	7人

(注)上記には第86回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名に対する報酬額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役のサポートを担当する部署をそれぞれ定め、必要に応じ、重要な事項については説明を行うなど、サポート体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、取締役の業務執行が適法、適正かつ妥当であることを、継続的かつ効果的に監査するため、常勤の監査役(3名)および社外監査役(4名)からなる監査役制度を採用しております。また、経営全般に対する監督機能を強化する観点から、社外取締役(3名)を選任しております。

取締役会については、定例取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督しております。

重要な業務執行については、迅速かつ適切な意思決定を実現するため、役付取締役により構成する常務会を原則週1回開催し、効率的かつ効果的な会社運営を実施しております。

また、経営の執行機能と監督機能を分離し、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制を導入しております。

監査役は、取締役会や常務会などの重要な会議に出席し、意見を述べ、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所や子会社の業務および財産の状況を調査し、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役の業務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っております。さらに、代表取締役等との間で定期的に会合を開催し、意見交換を実施しております。また、現在、当社経理部門の主要職位歴任者を常任監査役とし、財務および会計に関する知見を有する監査役を確保しております。さらに、監査役および監査役会の職務を補佐するために、監査実務や監査役会の運営等を担当する専任組織として監査役室(13名)を設置するなど、監査機能の充実に努めております。監査役室については、監査役直轄とし、当社グループの業務執行に係るいかなる職務の兼務も行っておりません。

なお、社外取締役および社外監査役は、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性を確保しており、それぞれの立場から、取締役会等を通じて、内部監査、監査役監査および会計監査等が適正に行われていることを監視・検証することにより、当社の経営や職務執行全般に対する内部統制の強化を図っております。

会計監査人については、有限責任監査法人トーマツを選任しております。当社の独立した第三者としての会計監査業務を執行した公認会計士は、矢吹幸二氏、石黒訓氏、石井尚志氏であり、継続監査年数はいずれも7年以内であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、会計士補等24名であります。

上記に加え、当社は、経営全般にわたる重要な業務に関する方針、実施計画等について、執行の適正化と円滑化を図るため、「計画調整」、「審査」、「審議」の3つの機能を中心とした各種委員会組織を設置し、常務会の意思決定や各部門の業務執行を支援しております。各種委員会組織は各目的に関連する業務を担当する役員を主として構成し、定期的に開催もしくは必要に応じ適宜開催しております。また、主として執行役員を各種委員会組織の事務を担当する幹事としてそれぞれ設置しております。

CSRについては、当社グループとしての基本的な考え方を「関西電力グループCSR行動憲章」で、個人レベルでの行動規範を「関西電力グループCSR行動規範」で、それぞれ定めるとともに、CSR推進に関する総合的の方策の策定を行う「CSR推進会議」を設置するなど、CSRの推進に

努めております。また、「CSR推進会議」の下部組織として、社外弁護士が委員として参加する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、グループ大の事業に関するコンプライアンス上の相談を受け付ける「コンプライアンス相談窓口」を社内外に設置するなど、コンプライアンスの推進にも努めております。

事業活動に伴うリスクについては、「関西電力グループリスク管理規程」に基づき、各業務執行部門が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、各業務執行部門に対して、助言・指導を行うことでリスク管理の強化を図っております。さらに、リスクを統括的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努めております。

内部監査については、品質・安全に関する経営的諸問題を幅広く共有・審議するとともに、社外の見識や情報を取り入れ、公正かつ専門的な立場から、グループ大の内部監査の適正を確保するため、「経営監査委員会」を設置しております。また、内部監査の専任組織として、経営監査室（40名）を設置しており、リスク管理体制およびリスクの管理状況などについて、定期的に監査するとともに、内部監査計画について常務会に付議し、結果については常務会および取締役会に報告を行っております。また、各職場は、監査結果を踏まえ、必要な改善活動を行うなど、適正な業務運営の確保に努めております。

なお、内部監査部門（経営監査室）、監査役および会計監査人は、適宜、連携して監査を実施することおよび監査計画や監査結果の意見交換等を通じて互いに緊密な連携を保っております。

子会社に対しては、「関西電力グループ経営ビジョン」や「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、浸透を図るとともに、子会社管理に係る社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導することにより、企業集団の業務の適正を確保しております。また、子会社における重要な意思決定については、事前に関与するとともに、経営状況の定期的な把握を行うことにより、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止するよう努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、取締役の業務執行が適法、適正かつ妥当であることを、継続的かつ効果的に監査するため、常勤の監査役(3名)および社外監査役(4名)からなる監査役制度を採用しております。また、経営全般に対する監督機能を強化する観点から、社外取締役(3名)を選任しております。

なお、社外取締役および社外監査役は、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性を確保しており、それぞれの立場から、取締役会等を通じて、内部監査、監査役監査および会計監査等が適正に行われていることを監視・検証することにより、当社の経営や職務執行全般に対する内部統制の強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3営業日前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成18年6月開催の株主総会から、インターネットに接続しているパソコン及び携帯電話からの議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成23年6月開催の株主総会から、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身による説明の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、経営計画、年度決算および第2四半期決算について、会社説明会を開催し、社長および他の役員が経営の状況を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	社長および他の役員による海外投資家訪問を毎年実施し、経営の状況を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイトURL http://www.kepco.co.jp/ir/ 当社ホームページにおいて、経営計画、決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポート、ファクトブック、会社説明会資料など、各種のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: IR推進プロジェクトチーム 事務連絡責任者: 経理部長	
その他	当社は、投資家の皆さまに公平かつ迅速に情報開示を行っており、国内および海外の機関投資家、個人投資家など多岐にわたる投資家層に対し、当社ホームページにおいて、様々なニーズに応じた情報提供を展開しております。また、会社説明会や投資家訪問において、社長および他の役員が積極的に投資家の皆さまと対話を行い、双方向のコミュニケーションを図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	関西電カグループCSR行動憲章(平成16年3月)にて規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループのCSRに関する取組みの方針、目標および活動状況を、毎年1回CSRレポートを作成し、公表しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会及び各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会及び会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」及び「関西電力グループCSR行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務及び財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行う。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会などの会議体における議事録及び業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、職務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、職務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

内部監査組織は、リスクの管理体制及びリスクの管理状況について、定期的に監査を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在及び指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な職務の執行に関する事項について、役付取締役により構成する常務会において、原則として毎週審議する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」及び「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、CSR及びコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けるコンプライアンス相談制度を整備し、その運用に当たっては、相談者の秘密保護や不利益取扱いの排除等に留意する。

内部監査組織は、法令等の遵守状況、その他使用人の職務の執行に係る適正性・有効性等の監査を定期的に行うとともに、社外の有識者の参加も得た委員会において、公正かつ適正な立場から内部統制の有効性について審議、評価する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、子会社に対して、「関西電力グループ経営ビジョン」や「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、浸透を図るとともに、子会社管理に係る社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導することにより、企業集団の業務の適正を確保する。

また、子会社における重要な意思決定については、事前に関与するとともに、経営状況の定期的な把握を行うことにより、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止するよう努める。

内部監査組織は、子会社を含む当社グループの業務執行について、定期的に監査を行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めに応じて、監査役及び監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役及び監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とし、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの職務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。また、当該組織の使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役の意向を尊重する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告するとともに、社内規程に基づき、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

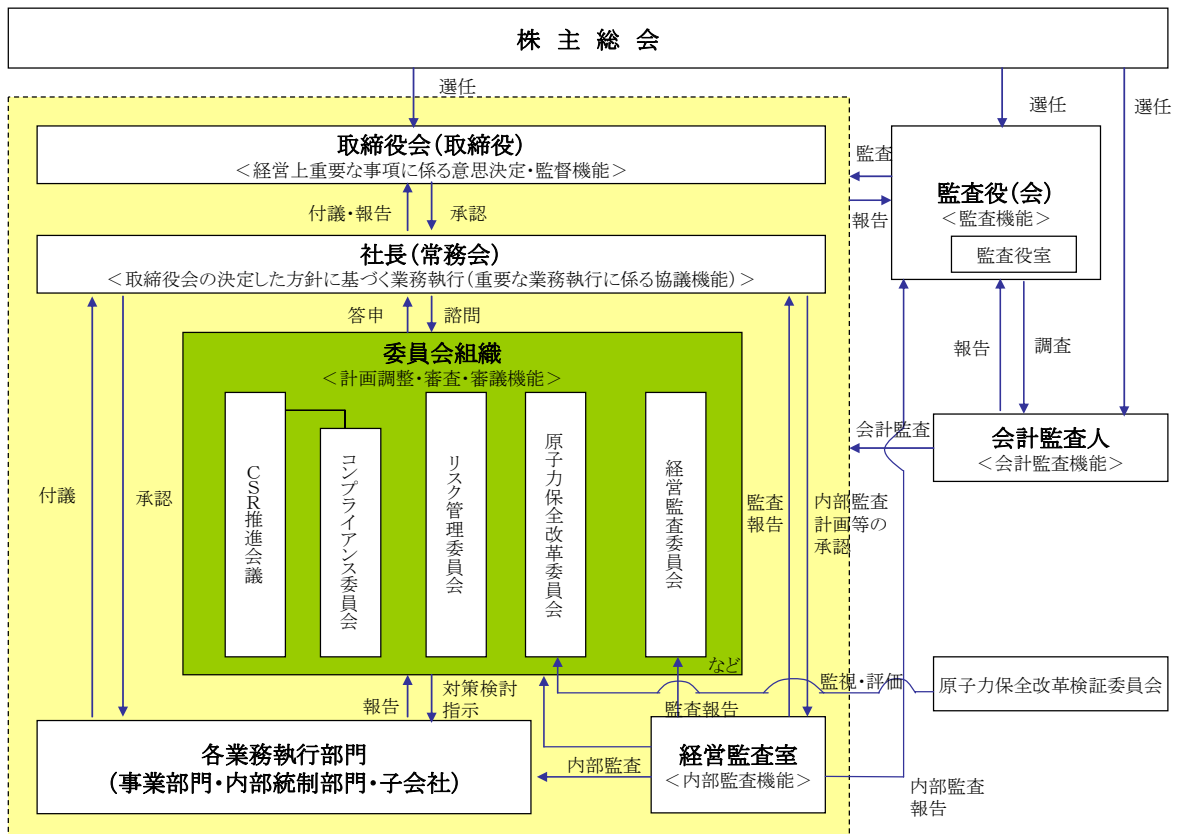
取締役及び使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「関西電力グループCSR行動規範」において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は行いません」と宣言し、役員及び全ての従業員に対してその遵守を求めています。今後とも、反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨みます。

また、社内規定により、コンプライアンスの徹底や、反社会的勢力への対応統括部署および不当要求防止責任者の設置、警察等の外部専門機関との連携について定めるとともに、具体的な対応方法については、マニュアルを整備しております。

【参考資料：コーポレート・ガバナンス体制模式図】



【参考資料：適時開示体制模式図】

